第六十条　輸出令別表第二の三第二号(57)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　ふっ素製造用の電解槽

二　粒子加速器

三　電気業用に設計したプロセス制御装置

四　フロンガス又は冷却水を用いた冷却装置であって、冷却能力が連続的に二九・三キロワット以上のもの

五　複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置

［新設］

第六十一条　輸出令別表第二の三第二号(58)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次の各号の全てに該当する複合材料に用いられる繊維とする。

一　比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートル以上のもの

二　比強度が七六、二〇〇メートル以上のもの

［新設］

第六十二条　輸出令別表第二の三第二号(59)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　ワクチンであって、貨物等省令第二条の二第一項に該当するもの、サキシトキシン又はリシンを含有するもの及びこれらに対して免疫の効果を得させるために設計したもの

二　免疫毒素であって、貨物等省令第二条の二第一項第三号若しくは第四号に該当するもの、サキシトキシン又はリシンを含有するもの

三　医療製品であって、次のいずれかを含有するもの

イ　貨物等省令第二条の二第一項第三号又は第四号に該当するもの（ボツリヌス毒素若しくはコノトキシン又はこれらのサブユニットを除く。）

ロ　遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。次号ハにおいて同じ。）であって、貨物等省令第二条の二第一項第三号（ボツリヌス毒素若しくはコノトキシンを除く。以下ロにおいて同じ。）に該当するもの、サキシトキシン若しくはリシン若しくはこれらのサブユニットを有するもの又は遺伝要素（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。次号ハにおいて同じ。）であって、同項第三号に該当するもの、サキシトキシン若しくはリシン若しくはこれらのサブユニットの塩基配列を有するもの

四　医療製品であって、次のいずれかを含有するもの（前号に該当するものを除く。）

イ　ボツリヌス毒素又はそのサブユニット

ロ　コノトキシン又はそのサブユニット

ハ　遺伝子を改変した生物であって、ボツリヌス毒素若しくはコノトキシン若しくはこれらのサブユニットを有するもの又は遺伝要素であって、ボツリヌス毒素若しくはコノトキシン若しくはこれらのサブユニットの塩基配列を有するもの